



平成 27 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社メディカルー光
 代表者役職氏名 代表取締役社長 南 野 利 久
 (コード番号: 3 3 5 3)
 問い合わせ先 常 務 取 締 役 大 西 登 志 和
 総 務 部 長
 TEL 0 5 9 - 2 2 6 - 1 1 9 3 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 27 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 5 月 21 日開催予定の第 30 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 25 条（取締役の責任免除）及び第 33 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。
 なお、定款第 25 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 25. (条文省略) (新 設) 26. 前記各号に付帯する一切の業務	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 25. (現行どおり) <u>26. 医療施設内における飲食店、物販店の経営</u> <u>27. 前記各号に付帯する一切の業務</u>
第 3 条～第 24 条 (条文省略)	第 3 条～第 24 条 (条文省略)
(取締役の責任免除) 第 25 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、50 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第 25 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、50 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

<p>第 26 条～第 32 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、50 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 34 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、50 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 34 条～第 37 条 (現行どおり)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 5 月 21 日 (木曜日)
平成 27 年 5 月 21 日 (木曜日)

以 上